

令和 8 年 9 月 30 日

丹波市議会議長 谷水 雄一 様

民生産建常任委員会

委員長 小川 庄策

委 員 会 調 査 報 告 書

本委員会において行った所管事務調査の結果について、別紙のとおり、丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第 3 号）第109条の規定により報告する。

1 調査事項

丹波市中小企業・小規模企業振興基本条例の検証に関する事項

2 調査の目的

丹波市中小企業・小規模企業振興基本条例(平成28年丹波市条例第36号(以下「条例」という。))第6条(議会の責務)「議会は、中小企業・小規模企業の振興に関し、市の事務執行の監視及び評価並びに政策提言に努めなければならない」との条文に基づき調査を行うものである。

3 調査の経過

(1) 本件の経過

ア 令和7年6月23日

現状把握のため、条例第4条第1号から第11号に基づく施策について、令和7年度実施の各号の事業の資料請求を行うこと及び「丹波市中小企業・小規模企業振興基本条例の検証に関する事項」を閉会中の継続調査事項として決定した。

イ 令和7年7月22日

資料請求の回答による基本施策一覧や条例等に基づき、内容確認及び今後の検証スケジュールについて委員間協議を行った。

ウ 令和7年8月25日

各委員が各々令和6年度決算資料等を確認後、条例及び基本的施策について再確認し、委員会調査の方向性及び今後の関係団体との意見交換について委員間協議を行った。

エ 令和7年9月1日

意見交換を行う関係団体について委員間協議を行った。

オ 令和7年9月11日

閉会中の継続調査事項として決定した。

カ 令和7年9月24日

丹波市商工会との意見交換会実施の内容について、委員間協議を行った。

キ 令和7年10月17日

丹波市商工会との意見交換会での事前質問の内容確認及びその他の意見交換会を行う関係団体について委員間協議を行った。

ク 令和7年10月28日

丹波市商工会と意見交換会を実施した。

ケ 令和7年11月12日

- 丹波市観光協会、氷上金融協会、ハローワーク及び丹波ひかみ農業協同組合との意見交換会の実施及び内容について委員間協議を行った。
- コ 令和 7 年11月13日
丹波市観光協会、氷上金融協会、ハローワークと意見交換会を実施した。
- サ 令和 7 年11月14日
丹波ひかみ農業協同組合と意見交換会を実施した。
- シ 令和 7 年12月 9 日
各関係団体との意見交換会の会議録の確認について委員間協議を行った。
- ス 令和 7 年12月16日
丹波ひかみ農業協同組合との再度の意見交換会の実施及び内容について協議を行い、閉会中の継続調査事項として決定した。
- セ 令和 7 年12月17日
丹波ひかみ農業協同組合との意見交換会の事前質問について委員間協議を行った。
- ソ 令和 8 年 1 月14日
丹波ひかみ農業協同組合と意見交換会を実施した。
- タ 令和 8 年 1 月20日
各関係団体との意見交換会終了後の課題整理について委員間協議を行った。
- チ 令和 8 年 2 月 2 日
課題整理の確認及び行政視察について委員間協議を行った。
- ツ 令和 8 年 2 月12日
課題整理及び行政視察について委員間協議を行った。
- テ 令和 8 年 3 月 3 日
課題整理の確認及び行政視察先を豊岡市に決定することについて委員間協議を行った。
- ト 令和 8 年 3 月24日
閉会中の継続調査事項として決定した。
- ナ 令和 8 年 5 月 8 日
兵庫県豊岡市への行政視察を実施した。
- ニ 令和 8 年 6 月18日
行政視察委員会報告書について委員間協議を行った。
- ヌ 令和 8 年 6 月29日
閉会中の継続調査事項として決定した。
- ネ 令和 8 年 7 月15日

調査報告書（案）の提案・協議・確認を行った。

ノ 令和８年８月７日

調査報告書（案）の加筆修正を確認・協議した。

ハ 令和８年９月10日

調査報告書（案）について、確認・協議した。

ヒ 令和８年９月30日

第147回定例会において、調査報告書を提出する。

（２） 調査内容について

ア 各関係団体からの聞き取り内容について

（ア） 丹波市内の「中小企業・小規模企業の景況感」について

- ・ 景況感は厳しく、前期と比較するとどの業種も思わしくない。
- ・ 人件費や物価が高騰しており、経費上昇分を販売価格に転嫁できず収益減となっている。
- ・ 人手不足、後継者難、経営体力がじわじわと削られている現状がある。
- ・ 建設業においては、公共事業が減少しているが業績の良いところと悪いところの二極化が進んでいる。
- ・ 丹波市に魅力を感じた移住者等により新規事業者が増加している。

（イ） 「丹波市中小企業・小規模企業振興基本条例の認知度」について

- ・ 施策と条例が結びつくところまでの理解には至っていない。
- ・ 中小企業等関係者の中でも認知度は低く、さらに市民にとっての認知度は低い。

（ウ） 「条例第４条の基本的施策についての認知度及び意見」について

- ・ 利用者の事務負担が過度になりすぎず、簡便化しすぎないよう取り組めたらいいと思う。
- ・ 商工業・観光業・農林業の横串を通した連携が取れると、事業者の業種の幅が広がった際に施策が利用しやすくなる。
- ・ 事業承継対策の問題は大きく、後継者不足の状況では設備投資マインドが減退するため、人手不足分をD X、A I活用によって補う必要がある。
- ・ 基本的施策11項目による事業数が多くあるが、限られた予算の中で補助金額が分散されるため、重点的事業には補助金の増額等のメリハリをつけた補助制度があってもよいと感じた。

- ・ 既存の補助金制度は、対象範囲や基準を少し変えることで、事業の利便性が大幅に向上する可能性がある。
- ・ 各事業について、ワンストップで相談できる窓口の仕組みが必要ではないか。
- ・ 現在の「事業者支援かんたんガイド」パンフレットは、２次元コード付きの一覧となっており、高齢の事業者には伝わりにくい。
- ・ 市の事業PR不足だと感じる。
- ・ 市内の中小企業の人材不足解消のため、起業者・Uターン者・Iターン者対象のみでなく、市民の地元就職・就労の定着支援策が必要ではないか（（例）高校生の自動車免許取得や自動車購入に関する補助制度の新設）。
- ・ 外国人雇用に関する事業所への法的知識の支援と、外国人労働者受け入れ体制（寮の改修費用等）の補助制度ができないか。
- ・ 障がい者雇用、外国人雇用に対する事業者への施策が必要ではないか。
- ・ 情報発信力が弱い中小企業に対し、サポートすることができないか。
- ・ 販路開拓等については、現状において課題（新規開拓や輸送費の高騰等）が多くある。

（エ） 各種団体等との意見交換後における課題

- ・ 条例の認知度の低さ
- ・ 施策のPR不足
- ・ 基本的施策は、誰もが分かりやすく利用しやすい事業である必要性
- ・ 観光と農業との連携を拡げていくために、商工観光課と農林課の連携が必要
- ・ 販路開拓等における新規開拓や輸送費高騰等
- ・ 人材不足、後継者問題に対応する雇用施策の充実
- ・ 条例第５条の市の責務を丹波市中小企業・小規模企業振興協議会において協議する必要性

イ 兵庫県豊岡市「豊岡市中小企業振興基本条例」の行政視察について

「豊岡市中小企業振興基本条例」は、その目的を中小企業の振興を図り地域経済の活性化及び、雇用の創出を促進することで市民生活の向上に寄与することを第一義とし、振興の基本理念と関係者の役割を定

めている。

基本理念は、中小企業の自主的な努力と創意工夫を促進し、関係者が連携し、一体となって振興を推進することを目的とされていた。

豊岡市は、日本海側の気候風土・地理的条件による交通の不便から、人材・物資の持ち込みに制約があったことから、特産物は市内循環型となり市内で完結できる内発型産業であったことが、市民を巻き込む具体的な取り組みにつながっており、市内の中小企業振興のため地産地消の概念である「オール豊岡」の取り組みを感じた。

丹波市においても、地域全体での協働として、市、議会、事業者、経済団体に「市民」も振興の主体として位置づけ、共通認識を持って取り組む「オール丹波」の姿勢の必要性を感じた。

「豊岡市中小企業振興基本条例」には、農業者や社会福祉関連事業者等全ての中小企業が含まれていたが、農業に特化した政策については、農林水産課が所管し、より農業に適した施策を行えるよう農業ビジョン等を作成し、農業の推進に取り組まれていた。

また、経済連絡会議は、金融機関・県民局・商工会議所・商工会により年4回開催され、市内の経済状況などの情報共有や意見交換を行い、市内経済の活性化について、より効果的で効率的な対策を検討されていた。

市内事業者への受注機会の確保には、市が発注するものも想定されており、具体的には、公共施設の工事や修繕などは、できるだけ市内業者から選定し、補助金についても市内業者から購入することを条件にする場合もあった。公共工事や補助金の要件に市内業者を優先する「経済循環」をしている点は、理念に留まらない実効性のある施策として有効である。

丹波市においても丹波市中小企業・小規模企業振興協議会が設置され、条例第4条の基本的施策について検証されているが、当協議会の中で市が発注する公共工事についても検証することで議論の更なる活性化が望めると感じた。

さらに、豊岡市は、中小企業の振興、地域経済の活性化及び雇用の創出を促進することが、市民生活の向上に寄与することを意識し、民間との役割分担を明確にした上で、市として何をすべきかを常に考えられていることを強く感じた。

4 調査結果

丹波市においては、条例第4条（基本的施策）に基づいて、数多くの事業が展開されており、その実績は高く評価し敬意を表する。しかしながら、支

援の規模を拡大する為にも事業統合の検討を行いシンプルかつ分かりやすい支援の構築が望まれる。加えて、事業の中で縮小すべきものと強化すべきものを精査し、柔軟でメリハリのある支援も必要であるとする。以上について、条例第11条に基づき設置されている「丹波市中小企業・小規模企業振興協議会」において活発で斬新な協議を検討されたい。

また、建設業においては、業績の二極化が進んでいるとの声もあり、各事業者の自助努力は必要であるものの、業種ごとの景気動向やその分析を通じた課題解決に向けて、検証の場の必要性を感じた。丹波市中小企業・小規模企業振興協議会において、条例第4条第11項として、市内の中小企業・小規模企業者の受注機会の拡大施策について、協議することを研究されたい。

条例の逐条解説において、「中小企業者」及び「小規模企業者」について「農林業者についても定義に該当すれば含まれる」旨の記載がある。特に、農林業者に関する支援体制整備が必要であることから、各関係機関・団体等と市の担当部署や、庁内連携による支援体制の強化が求められており、商工観光課と農林課の更なる連携体制の強化を図られたい。

さらに、各事業の推進にあたっては、情報発信の強化が重要である。随時、活用可能なあらゆるツールを駆使し、幅広い世代への周知広報に努められたい。

今後の新たな取り組みとして、販路開拓等に関しては、各事業者でのルート拡大や経費の増額に課題があることが判明したため、本市と連携協定を結んでいる他市や事業者との包括連携を進めることで、市内事業者の販路開拓等の支援に繋がられるよう進められたい。

最後に、本委員会が行った上記の調査結果を参考に、各事業の持続的発展を図り、市内の中小企業・小規模企業振興による地域経済の活性化及び市民生活向上に寄与するため、民間と行政との役割分担を明確化するとともに、今後の事業の方向性について十分検討されたい。